

ハイライト:

- ・給与所得者の特定支出控除の内容を再解説します。
- ・相続財産に係る譲渡所得の課税の特例が縮減されます。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
給与所得者の特定支出控除	1 2
相続財産を譲渡した場合の取得費の特例の縮減	2

梅雨の晴れ間が恋しい時期となりました。梅雨冷えには体調を崩さないようにしたいものです。

第58号では、給与所得、譲渡所得関係について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 給与所得者の特定支出控除 (^\_^)

会社員であっても、1年間の特定支出の金額が下記の右表の特定支出控除の適用判定基準の額を超えた場合には、その超えた金額を給与所得控除額に上乗せして税額を安くする特定支出控除の制度があります。この特定支出控除は平成24年度税制改正において適用範囲等が広がり、利用しやすくなりましたが、確定申告を行わないと適用できません。

特定支出控除の適用範囲

< 出典：国税庁 >

項目	内容
通勤費	通勤のために必要な交通機関の利用等のための支出
転居費	転任に伴う転居のための支出
研修費	職務の遂行に直接必要な知識等を習得するための研修に要する支出
資格取得費	資格を取得するための支出でその者の職務に直接必要であるもの 弁護士、公認会計士、税理士なども対象
帰宅旅費	転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を状況とすることとなった場合等において、勤務する場所と配偶者が居住する場所等との間の旅行に要する支出
勤務必要経費 図書費・衣服費 交際費等 上限65万円	職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等のための支出

給与等の収入金額	特定支出控除の適用判定基準
1,500万円以下の場合	その年中の給与所得控除額の1/2に相当する金額
1,500万円を超える場合	125万円

特定支出は、いずれも**給与の支払者が証明したものに限られます**。また、給与の支払者から補填される部分があり、かつ、その補填される部分に所得税が課税されていないときは、その補填される部分は特定支出から除かれます。

申告する際は、源泉徴収票、特定支出に関する明細書、給与の支払者の証明書、搭乗・乗車・乗船に関する証明書などの書類が必要です。

例えば、年収500万円の人の場合、給与所得控除額は154万円のため、半分の77万円を超える特定支出があれば利用できます。すなわち、100万円の特定支出額のケースでは、(100万円-77万円)=23万円を給与所得控除額の154万円に上乗せして税額計算を行うことにより、所得税の還付を受けることができます。

ちなみに、支出した金額の還付制度ではなく、所得税の還付制度ですので、住宅ローン控除等の適用を受け、既に所得税額が0円の場合には、更なる還付を受けることはできません。

下記の国税庁HPにおいて、証明書の様式が用意されています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/871222/01.htm>

単身赴任されていて定期的に家族のもとに帰る方や、勤務必要経費をポケットマネーで負担されている方等は適用できるかもしれないですね。

## 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例の縮減 (>\_<)

この制度は、相続により取得した土地、建物、株式を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限(相続開始日の翌日から10ヶ月以内)の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合には、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができるというものです。

平成26年度税制改正により、土地等を譲渡した場合の譲渡所得の計算上、取得費に加算する金額を、「その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額」から「その譲渡した土地等に対応する相続税相当額」に縮減されました。

【算式】

< 改正前 >

取得費に加算する相続税の額 = その者の相続税 ×

その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされた全ての土地等の価額の合計額

その者の相続税の課税価格 + その者の債務控除額

< 改正後 >

取得費に加算する相続税の額 = その者の相続税 ×

その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされた譲渡した土地等の価額の合計額

その者の相続税の課税価格 + その者の債務控除額

適用時期は、平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合となっています。売却収入から差し引くことができる金額が減少することになるため、結果として増税の改正内容となっています。

【取得費に加算する額の計算例】 複数の土地(AとB)を相続し、3年以内に土地Aを売却した場合

(1) 相続税額1,500万円、債務控除額なし

(2) 相続財産及び課税価格: 土地A3,000万円、土地B6,000万円、その他財産1,000万円

< 改正前 > 1,500万円 × (9,000万円 ÷ 1億円) = 1,350万円

< 改正後 > 1,500万円 × (3,000万円 ÷ 1億円) = 450万円・・・加算額が減少

ちなみに、土地Aは被相続人の取得時から既に10年経過しており、売却価額6,000万円、取得価額100万円だった場合、譲渡所得は(譲渡費用0円と仮定)

< 改正前 > 6,000万円 - (100万円 + 1,350万円) = 4,550万円 から

< 改正後 > 6,000万円 - (100万円 + 450万円) = 5,450万円 へと

増加することになり、税額は住民税も合わせ概算で924万円から1,107万円へと183万円も増えることとなります。売却を検討中の場合は、平成26年度中に実行した方が税金的には有利となります。

(特例を受けるための要件)

- ・相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- ・その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- ・その財産を、相続開始日から3年10ヶ月以内に譲渡していること。

**税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

ホームページもご覧下さい

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。